

社会保障こぼれ話

老齢者の労働時間短縮

スウェーデンは1975年に部分年金法を制定し、同法による制度は1976年7月から発足した。この制度は60～65歳の被用者が常傭からパート・タイムに雇用を変えた場合、労働時間の短縮によって生じた賃金の喪失を補償している。この制度の給付を受給するには、労働時間を週平均5時間以上減少し、かつ、週平均17時間以上就労していることが要求される。給付の支給率は常傭の雇用による収入と、パート・タイム雇用で取得する収入の差額の65%で、この給付とパート・タイムによる収入の合計は、常傭の収入の85～90%（両者とも税控除後）の水準を確保できるように計画されている。

この部分年金は、全般的な労働者の労働時間短縮の延長線上に位置づけられており、任意方式による老齢者の労働時間短縮と、それによる喪失賃金の補償を企図している。

このような公的制度に対して、西ドイツでは、同様な労働時間短縮の動きとして、タバコ製造業の労働組合は、1978年6月に、労使の団体交渉で60歳以上の労働者の労働時間を従来の40時間から20時間に短縮するのに成功した。この場合には、労働時間の短縮は賃金を喪失させないことになっており、労働時間は半分になったのに、賃金は従来通り支払われることになっている。

西ドイツの例は失業に対処するために採用されたが、スウェーデンの例は労働時間の短縮を目指して採用されている。

（社会保障研究所 平石長久）

編集後記

気のせいか、今年は木の葉が早く濃くなったようだ。風に揺れる若葉が、ふと気がついたときには、深い緑に変っていた。そのように木の葉の移り變るある日、通りすがりに見かけた街路樹の銀杏に、幹から1枚の葉が生えていた。乾いてごつごつした堅い樹皮から、柔らかい小さな葉が、よくも姿を現したものである。幹から小枝が生えたのならば、別に大して驚ろきもしないが、あの堅い皮を突き破り、乳児の肌のような葉が、たった1枚だけ現われたのは、畏敬の念すら感じられる。自然は面白いことをして見せるものである。可憐なその葉はその後も次第に立派な葉に育っていった。最近見ていないが、どうなっているだろうか？

（平石）

海外社会保障情報 No. 42

昭和53年6月30日発行

編集兼発行人 社会保障研究所

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-4

電話 03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社 03(564)0338